

—書評—

河相一成著『危機における日本農政の展開』

大月書店 1979年 XI+258ページ

岩崎 徹

1

農地改革から30年、日本農業はその時々の内容とニュアンスの違いを含めつつ、「危機的状況」にあるといわれ続け、「農業危機」の構造が問題になってきた。食糧危機、「農家経済の解体」、兼業深化と農業労働力の劣弱化、農産物の大量輸入と自給率の低下、地力低下、地域開発や農地潰廃、米をはじめとする生産調整等、どれひとつとっても日本農業の健全な発展を願うものの立場からはまさに「農業危機」と呼ぶにふさわしい実態があり、歴史があつた。

だが、角度を変えてみれば、戦後日本農業は、奇形的、跛行的な構造と、生態系を無視したものであったとしても農業生産力の一定の（あるいは特定の地域、作目をとればめざましい）展開がなされたし、独占資本と農民との矛盾は激しくなったとはいえ、農民層の階層間、地域間、産地間の矛盾と競争も同時に激しくなり、また、労働者と農民の間の矛盾、反発はむしろ強まりつつある。そのため、爆発的な全国的な規模での農民の抵抗運動は今までのところなく、農村は保守党の基盤であると今もなお（あるいはさらに強固な基盤に転化したと）言いうことができよう。

端的に言えば、労働者、農民の立場からの「農業危機」にもかかわらず、否むしろ労働者、農民の立場からの「農業危機」の進行こそが、独占資本の蓄積要因であり、それを基礎とした農民の「体制内的」支配、階級支配の基礎であると言うこともできよう。つまり、自給率の低下や生産力の破壊が部分的になされても、なお、階級矛盾として、危機として発現しない構造がつくられてきたのであった。

ここに戦後日本農業の特殊で複雑な性格があり、それがまた、農業問題分析の困難さをもたらしている。それ故に、一体「農業の危機的状況」あるいは「農業危機」とは何であり、また、戦後農業や農政を、戦後日本資本主義の蓄積構造や階級編成からみた場合、どのように位置づけるべきかを問い合わせることが根底的な問題として提起されてくるわけである。本書は、この重要な課題に真正面から取り組んだものであり、「日本国家独占資本主義による農業・農民支配の再編としての意味をもつ構造農政を、歴史展開の中で」(まえがきIIページ) 解明しようとした意欲的な労作である。

「『農地基本法』以降の農政に関しては、その評価に論及した著作が無数にあるにもかかわらず、その本質究明に迫るにはいずれもかなり距離があるといわざるをえない状況にある……。この本質究明に迫れないかぎり、それに対置する論理は不明瞭なものになるばかりでなく、ときには無意識のうちに相手の土俵を築くことに手を貸す結果を導くことになる」(まえがきIページ) ここに著者の問題意識—学説批判—と農政史研究へ駆り立てる情熱とをみることができる。

農業経済学研究(とくに実証研究)は確かにこの十数年、目ざましく発展し、実態分析の手法は緻密に、統計分析は巧みさを増してきた。しかし、分析手法が緻密で巧みになればなるほど、本来の農業問題論としての研究はむしろ遠ざかる傾向にある状況を憂えるのは著者だけではないだろう。

本書は、著者がこれまで執筆した諸論稿を下敷きにしてまとめたものではあるが、全面的に構成を組み替え、手を入れ直したこともあり、著者の農政

史研究の視点が貫かれ、一大体系をなしている。とくに農業危機論という分析視角を再構成し、その視角から論理を展開しており、従来の著者の見解を修正¹⁾一発展させているといえよう。

2

ここで各章ごとの要約を紹介することにしたい。

まえがきの冒頭で著者は「本書で意図したことは、資本主義の体制的危機の諸局面における農業政策が、……危機発現回避策としての基本性格をもつことを構造的に明らかにし、そこから農業危機克服の論理を探り出すことである」と述べ、この意図（課題）を達成するための視角として、次の二点を提起する。ひとつは、国家独占資本主義と農業との基本的関係を危機の構造として把え、その基底には土地所有形態が位置すること。もうひとつは、この土地所有形態の内部に所有権と耕作権の対抗論理を含めるものとして把えることである。

このような基礎視角に基づいて、戦前、戦後の農業展開と農政の役割を、生産政策、労働力政策、価格・流通政策、貿易政策、農地政策等の諸政策をとおして明らかにし、さらに戦後農政の論理の批判的考察の中から展望をさし示している。

本書は大きくは二篇に分かれている。第一篇「戦後初期小農の基礎」（第一～三章）では基礎視角の確定をした後、戦後初期小農の性格、さらには農政の基本論理を分析する。第二篇「構造農政の論理」（第四～七章）では第一篇で確定された基礎視角と論理に基づいて、構造農政を三つの段階に分けて分析する。

第一章「農業危機の構造」では、従来の農業危機論の批判的考察をとおして著者の農業危機概念を析出、著者的方法論を確定する。

農業危機論は「国家独占資本主義下の農業問題を分析する基本視角」であり、「実践的課題を提起するための理論的視座」（11ページ）であると位置づ

け、その視点から従来の農業危機論の批判的考察をおこなう。従来の農業危機論は、全般的危機の構造と農業危機の関連が不明確であったり、農業危機概念そのものが不明確であったとし、代表的な見解である栗原百寿氏と山田盛太郎氏等を批判する。

栗原氏への批判点。栗原氏は、農業危機概念を日本農業分析に不可欠な視角と位置づけながら、農業危機の内容を地主的土地区画整理と農民的小商品生産者との間の矛盾の激化にのみ限定したため、戦後になり地主的土地区画整理が解体すると農業危機は資本主義の危機に包摂されてしまうことになる。だが、農業危機は（半）封建的構造を農業がもっている場合にのみ成立するわけではない。農業生産が資本主義と異なるウクライナを形成している場合は、常に独目の農業危機が形成されるはずである。さらに、栗原氏の農業危機の概念は現象的（危機局面のみ）な概念であり、独占資本主義の蓄積構造内部に生ずる矛盾の激化が、農業危機の構造に連結・反映する関係が掲まれていない、と批判する。

山田氏等への批判点。山田氏はかつて生産力段階と零細農耕との矛盾に、また農業生産力の異常な発展にもかかわらず農家経済の広汎な解体過程が進行することに「危機」を見い出したが、氏の理論を深化させた常盤政治氏と上原信博氏は農業危機を概念として析出する。両氏は共に、農業における資本主義的展開条件の欠落に農業危機を見い出すが、独占資本主義はさまざまな農業形態を農業に求めており、古典的形態（農業資本主義化）にのみ自らの蓄積と支配の活路を見い出すわけではない、と批判する。

著者の農業危機概念は、全般的危機の構成要素として「支配者による農業・農民支配の基礎構造が根底から揺らぎ、そのことが支配体制全体の危機に連なる」(21ページ)ものである。では何故農業危機という全般的危機とは異なる概念が独自に形成されるのか。それは農業は、独占資本主義と異なるウクライナを抱えており、独占資本主義の蓄積構造と矛盾するからであり、この異なる「ウクライナの質それ自体は、基本的には土地所有形態であり」、従つ

て「農業危機の本質は土地所有形態の危機として扱むことができるのである」(10 ページ。傍点著者)。だが、現実には農業危機は発現する場合とそうでない(回避される)場合とがあり、このウクレードそれ自体が独占資本主義の蓄積構造と矛盾すれば農業危機は危機として発現し、独占資本主義の蓄積構造と矛盾しても、このウクレードを再編し、対応すれば危機として発現しない。独占資本主義が農業・農民を再編、吸収するという場合、具体的には労働力政策、価格・市場政策や生産力構造を媒介としておこなわれるが、個々の要素のさまざまな発現形態が農業危機ではなく、支配構造の危機との関連が問題なのである。さらに以上述べた農業危機の把え方は主としてその経済的基礎をめぐってであり、「同時に農業・農民支配の階級構造・政治支配の動搖という要素を含めた支配の全体構造として把握しなければならない」(11 ページ)。

第二章「戦後初期小農の形成過程と性格」では、農業危機との関連で農地改革の意義をみ、農地改革それ自体に内包していた論理が、その後の展開の中でどう現われたか(全否定かあるいはその論理の延長線上か)を問う。その際の視点は、先にみた土地所有(権)と耕作(権)(=用益(権)あるいは經營(権))との矛盾、対抗関係如何にある。そのため戦前に溯り、この対抗関係がどのように展開してきたのかを、農業生産力、農産物価格、農民層分解の構造を通じて明らかにする。そこでは小農経済の確立([V] 水準)を実現しえない未成熟な小農としての構造が小作料減額—耕作権確立にむかわせ、それと対応する支配層の政策的対抗を必然化することが述べられ、この政策対抗、支配者の矛盾が、米穀政策となって展開する。小農民の[V] 水準確立運動は小作争議となって現われ、小作争議の波及をくいとめ、耕作権確立運動を鎮静化するために、基本的には地主的土地所有の擁護をはかりながら、部分的には危機回避のための地主的土地所有の抑制をはかるによって農業・農民を支配する。

第三章「改革後土地所有形態の性格」では農地改革の評価および改革後の

土地所有形態の性格について述べられる。

農地改革は、形態上は農民に土地所有権と耕作権を同時に移譲し、農民を小生産者として社会的に位置づけることにより、経済的には低賃金構造に組みこみ、政治的には保守的イデオロギーの維持・再生産をおこなったものである。それは資本主義の一般的危機の第二段階における危機回避策であり、対米従属を基調とした日本国家独占資本主義の復活過程において位置づけられた国家独占資本主義的農業・農民支配機構である。また、農地改革の不徹底性、妥協性を問題にする場合、従来の通説にいわれるいわゆる半封建制の残渣にのみそれを求めるのは問題であり、小農民がその本来の要求である耕作権によって自由な商品生産者たらしめなかつたことにこそ求めなければならぬ。改革後における所有権こそは国家独占資本主義による小農支配の基礎であり、耕作権に優位する所有権はその対抗関係を潜在化させたまま一時的にその関係を内攻化させたにすぎず、その後の過程は、支配層が譲歩し、妥協した側面を全面的にとり戻す過程である。

第四章「初期構造農政と小農」。新農村建設事業を端初とし「農業基本法」に結実する初期構造農政は、農民の小商品生産者としての展開を基礎にしながらも、新たな資本蓄積過程においては、従来の小農維持による経済復興と政治的安定層の確保という機構が桎梏となり、この支配機構を再編することをとおして農業・農民への支配機構を再構築することにねらいがある。構造農政による近代化、合理化の路線は、資本強蓄積過程に対応、従属した農政であり、直接的には労働市場の展開との関連で農業構造が改変されるという性格をもつ。

初期構造農政の中心的、具体的政策である農業構造改善事業は、限られた農家群を対象としているため展示的性格をもつとはいえ、所有と経営の分離、多数の農民の農業労働過程からの分離をおこない、多くのプロレタリアート群を創出させ、戦後初期小農をブルジョア的に再編する道を開いた。だが、この過程は必ずしもスムーズにおこなわれたわけではなく、農民の批判と抵

抗のなかでおこなわれたため、また、こうした政策を強行することによって支配者内部の矛盾も生じたため、構造農政は初期の段階においてすでに矛盾が生じた。にもかかわらず、基本的な路線としては、資本の論理に沿って、零細経営の下での労働集約的な農業構造をブルジョワ的性格へ再編する方向が一貫して追求されていくのである。

第五章「軍・帝復活強化期における構造農政の本格化—構造農政第二段階の性格」。

1964～5年不況を回避した（脱した？—岩崎）日本独占資本主義は、世界市場に全面的に乗り出し、産業再編成、企業再編成をおこない、新たな労働市場拡大、低賃金構造の再編をはかる。それに対応するため出されたのが総合農政である。総合農政の基本性格は、構造農政の本格化（第二段階—パイロット的から一般的）にあり、具体的には戦後初期小農に対する基本的な支配機構であった農地制度と米管理制度の直接的な変更を計り、小農民と土地との結合を政策的に切り離す政策であった。これらの政策により低賃金労働力の給源地を拡大し、低賃金労働力の再生産の基礎となる低農産物価格—低米価の構造を農地制度の改変に対応して再構築することであった。さらには、農工一体化の名のもとに、農業構造の合理化によって創出された労働力を、より低賃金で吸収するため農村地域に工場を立地させることであった。

第六章「国土政策の展開と改革後土地所有形態の解体・再編」。以上のような政策展開は、独占資本と農業・農民という（農業生産における直接的な）関係においてのみ実現されるものではなく、「腐朽性と寄生性とをいちじるしく深めつつある日本国家独占資本主義の性格全体から強い作用を受けるのであって」、具体的には土地政策（国土政策）と農地政策による土地の収奪と国家の規制が大きく作用する。戦後の土地所有形態は、いわば国家の間接（直接？—岩崎）的管理下におかれしており、資本の要求により改革後土地所有形態を解体・再編するためには、国家の政策介入が必然化する。戦後初期には

食糧確保、危機回避のために擁護してきた零細所有・利用の形態が、強蓄積の過程とともに著しく不合理なものとなり、農地を他用途へ転用することの規制の緩和過程を序々に辿り、ついには“公益優先の原則”の名のもとに土地の私権に対する制限をおこなうという国土政策の「ファシズム的性格」が前面に表われてくる。だが、この政策介入は、小農民の土地要求に内在した土地所有に向けられるのであるから、一面では小農民の土地要求に沿う形をとって抵抗を鎮静化させつつも、他面では小農民の土地要求を歪曲させてゆくという複雑な過程を辿りつつ、総体としては資本の土地要求に次第に接近させるという性格をもつ。

第七章 「農業危機解決をめぐる対抗論理」。

構造農政の第三段階は、「地域農政」の名のもとおこなわれる。それは、資本の強蓄積過程で生じた地域破壊によって地域支配機構が弱体化したため、これを再編し、農村支配の再構築をおこなう必要が生じたためである。従ってこの「地域農政」は、一方では従来になかった地域農民の自主性を唱え、部分的には小規模土地改良の導入や「新農構」におけるソフト事業への補助金の導入などアメを与えながら（危機回避）、他方では稻転における作付協定にみられるような「自主的」協議による強制転作というムチをも与えている。また、地域農政特別対策事業やその一環としての農用地高度利用促進事業は、農地の流動化を促進し、農地所有者には高地代を保証することによって土地所有権をより強化させ、それを経済的基礎に地域零細農民に対する支配を強め、合わせて農業構造の合理化をはかるという、所有権強化を経済的基礎とした構造農政路線の強化策である。高地代政策が現われる直接的な契機はヤミ地代（所有権優位の構造）と不安定・低賃金兼業構造とにある。だが、構造農政が“近代化”を唱えつつも、それと相矛盾する高地代政策をとらざるをえないところに日本資本主義の現段階的性格があるのである。

以上のように、国家独占資本主義農政は、農業労働の成果とは分離した土地の私的所有権に依存・寄生する農民層—政治的・社会的安定層の歴史的

拡大再生産—をテコにして展開してきたのである。

最後に、以上の国家独占資本主義による農業・農民把握の構造と論理（危機発現回避）に対置して、勤労階級による危機克服の論理を提言する。その論理とは、農民的土地所有形態の確立論理と、農民自治としての地域協同関係創出の論理である。自立的農民経営育成を志向する論理は、生産力構造と市場構造との変革を通じて具体化されるものであり、これによって農民の労働過程の自立性を確立し、労働の成果の正常な取得が実現される。農民自治としての地域協同の確立のためには、農民相互の地域協同と労農同盟が不可欠である。

3

次に、本書の意義、問題点、さらに今後発展させるべきと思われる点を、評者の感想をまじえながら述べていきたい。

本書の理論的意義は、まず戦後農政を危機論より伝えようとしたことであり、ユニークな視角をもとに戦後農政の本格的、体系的分析を試みたことに求められるであろう。

農業危機が独自の概念として成立しうるか否か、またその視角よりする戦後農政史分析が整合的に実証されているか否かは大いに議論を呼ぶところであろう（評者も次節でこのことについて触れる）。だが、国家独占資本主義の機構、作用と農業との関連の全体像を描くという壮大で困難な課題を真正面に据え、通説を大きく越えた試みは、まず何よりも高く評価されよう。

従来の農政史研究は本書も述べているように「農業生産力展開の一般理論とのかかわり、あるいは資本の一般理論とのかかわり、または資本の労働力政策とのかかわりからの分析把握」よりの研究がほとんどであったし、そのような視角からでは「本質究明には迫れない」（まえがき II ページ）。従来の農政史研究は、資本蓄積の動向（それも多くは再生産構造論）より直接に農業の停滞、解体の必然性を唱き、農政がその停滞、解体に手を貸したかの如

き見解、それも多くのは労働力政策（低賃金労働力の大量創出とその移動）にのみ農政を還元するといったいわば経済主義的農政史か、あるいはそれとは逆に国家独占資本主義の本質を無視し、経済法則を無視した超階級的国家論からのいわば政策論的農政史か、さらには個別的要素の政策史や回顧録的な農政史研究が多く、資本主義の全体像（資本蓄積、階級支配の構造）を見据えた視角からの分析は少なかったように思われる。

そもそも経済政策とは、国家が下部構造へ及ぼす反作用、権力的に経済過程に介入する過程であるが、現実の資本主義国家の政策のもつ論理は「資本の論理」そのものではなく、資本、土地所有、賃労働を中心とした諸階級の利害・対抗を調整することを通じておこなわれる資本の支配の過程なのである。特に戦後の日本のように小農民を人口の中で過半に抱えるという階級構造から出発した資本主義国家の経済政策（農業政策）の一つの特徴は、小農民の急激な分解一再編の過程で、一方での小農民に対する収奪と、他方での「保護」・妥協との間を大きく揺れ動くという、矛盾した性格をより強くもつものとして把える必要があろう。この点について本書は、国家独占資本主義の危機回避策が、新たな矛盾＝危機を生み出し、さらに新たな展開を迫られる過程と把えたのである。この点の具体化として、構造農政第三期を高地代政策と構造政策の矛盾として把え、それが現段階の日本資本主義の基本的性格から生ずるとした本書の指摘は、現代資本主義の矛盾的・寄生的性格を的確に把えている。

このような本書の理論的意義は同時に、農業・農民をめぐる今日の錯綜した諸問題と諸矛盾の性格を明らかにし、その解決の方向性（困難性を含めて）をさし示すという実践的意義をもつ。解決の方向性といってもそれは、単に第七章の予備的考察としての「展望」にとどまるものではなく、本書の基本論理の全体から出てくるものであって、支配の論理の二面性（収奪・貧困化と引きつけ・寄生化）を正確に把握し、その矛盾し合った関連の論理を把えないでは展望をさし示すことにはならない、ということを示唆している。そ

の事の中には、高地代政策によって貧困化をともないながらも寄生化された小農民を、変革の主体、（農業）労働の主体としての側面を引き出す（とり戻す）という現実には困難で苦渋に満ちた課題もが含まれていると思われる。

4

次に本書に対する疑問点、問題点、および本書を学界の共通財産としてさらに発展させるために検討してほしいと思われる点をいくつか述べてみたい。

農業危機概念について

(1) 農業危機概念を「全般的危機の構成要素」として把えるとして、その全般的危機論が実践的課題を提起する視座から把えられるとするならば、農業危機論も具体的、実践的に把えられなければならないのはいうまでもない。全般的危機論というおよそ全世界的な規模での資本主義の構造を問題にしつつも、その一国的現われ、しかも一産業分野の危機を問題にするのであるから、それぞれの段階の危機がどのように現われ、どのように回避されたかの明示がなければならないであろう²⁾。著者は従来の学説に対し、全般的危機が「与件」であると批判するのであるから、まず何よりも「与件」ではない全般的危機の構造、全般的危機の三大矛盾（四大矛盾？著者は通説に言う体制間矛盾を何故か入れてはいない）の相互の関連の史的展開と基礎構造を示し、それとの関連で農業危機を具体的に展開してほしかったようだ。また、著者は農業危機の主として経済的基礎にのみ限定し、政治過程を含めた危機の全体像を分析してはいないのであるから、限定された以上のことを要求するのは「無いものねだり」かもしれない。しかし、少くとも日本の権力－支配構造、階級編成、労働・農民運動の基本的骨格だけでも示し、それとの関連で農業危機論を論じないと、農業危機の独自性は浮び上ってこないように思う（戦後の土地所有形態と権力構造はいかなる関連にあるか）。

(2) より根本的な問題として、農業危機概念が独自に概念として成立するかどうかの問題である。評者の読解力の不足を暴露するようであるが、本書をいくら読んでも農業危機概念が成立する根拠は見い出しえなかつた。半封建的構造だけでなく資本主義とは異なるウクラードが存在すれば何故独自の危機が成立するのか、資本主義と異なるウクラードの再編をなした場合のウクラードとはどのようなものか³⁾（ウクラードとしては同じではないだろうか）、何故農業危機が土地所有形態の危機として現われるのか等々の説明が十分なされていないように思われる。

農業危機の概念が独自に成立するとすれば、階級支配を搖す構造が独自に形成されないと経済学的な概念とはいえない。その意味では栗原氏のように、地主的土地所有が戦前の権力構造の不可欠の要素であり、資本主義の発展と生産力展開が地主制と衝突し、地主制の危機に連なるという意味で農業危機が成立し、戦後は農業が独占資本との直接的関係の下に編入され、その意味では独自の農業危機は成立しなくなつたとする方が、少なくとも評者には理解できるのである。

(3) 農業危機の本質が土地所有形態の危機であるとして、しかもその土地所有形態の危機は具体的には所有権と耕作権との矛盾・対抗であるとするが、その矛盾が権力構造を振り動かす程の本質的矛盾にどうして連なるのだろうか。著者は栗原氏に対し「地主的土地所有形態と農民的小商品生産との矛盾激化の関係のみに限定」し、全般的危機との関連が不明確であると批判しているのであるが、これと同じように著者に対しても「土地所有権と耕作権との矛盾のみに限定」し、全般的危機との関連が不明確である、と指摘せねばなるまい。

土地所有権と耕作権との対抗論理について

土地所有形態を土地所有権と耕作者との対抗論理として、「所有権優位の論理」として戦前、農地改革、戦後を一貫して把える見解は渡辺洋三氏⁴⁾、安孫

子麟氏⁵⁾らの見解を発展させていて、その着眼点に興味をそそられる。だが、いくつかの疑問点を提する。

(1) 土地所有権といつても、戦前の地主的土所有を国家がバック・アップしていたものと、戦後の国家による直接、間接の管理下におかれたものはその内容、本質は異なることは言うまでもない。したがって、同じ耕作権擁護といつてもその意味内容や階級関係のかかわりも本質的に異なるのではないだろうか。

(2) 戦後の土地所有に限ってみても、所有権の論理が所有の側面においてのみ「自立化」し、耕作権との分立が一般化したのは1960年代後半以降の国土開発、「擬制資本」化の広汎な展開—寄生性の深化—以降のことである。この段階での所有権と耕作権の対抗を、戦前からの一貫した論理で把えることは、「帰納論」的見解と渡辺洋三氏を批判された大沼盛男氏⁶⁾の批判が妥当するように思われる。

(3) 確かに「所有権優位の論理」—高地代政策によって、非生産的要素によって生活をする階級が存在する（その存在を推進する）ことは社会発展の法則にとって否定さるべきことである。だが、著者も分析（第六章）したように、戦後の（強蓄積）過程は、土地所有権が國家の管理下におかれ、国家の規制によって私権が制限され、土地が収奪されていく過程でもあった。また、これも著者が述べているように、高地代政策は歪曲された所有の結果であり、支配者の妥協によって生じたものである。したがって耕作権に対する「所有権優位の論理」は、所有権の否定との裏腹の関係として、結果論的に妥当するものであって、この論理だけで戦後の土地問題をみると、むしろ国家の機能と政策の本質を見誤まる（過少評価する）ことになるのではないだろうか。

基本視角の具体化について

(1) 農業危機論として戦後農政史を分析するなら、危機論としての一貫し

た展開が必要であるように思う。本書において、農地改革による所有再編（階級再編）に基づく危機克服、構造農政策三段階における高地代（寄生化）政策一地域再編は、危機論の筋道で読みとれても、構造農政準備段階、第二段階での危機の論理が読みとれない。むしろ、構造農政は近代化、合理化の過程として、「資本の論理の貫徹」としてのみ見えられているのであるが、この点は構造農政自体の矛盾を析出し、その中に危機論を位置づけた方が論理が一貫するのではなかろうか。

(2) (1)と関連するが、本書の構造農政の基本シェーマは、諸政策→構造政策→小農否定（分解）→低賃金労働力創出→農民の貧困化となるのであるが、このシェーマだけで構造農政を見えると、著者がはじめに克服すべきものとして批判した「労働力政策からのみの分析視角」=経済主義的偏向に陥ってしまうことになるといわざるをえない。むしろ、農政が、上の如きシェーマを貫徹しえず、小農否定を全面的に強行できないところに危機の本質があるよう思う。

評者は、構造政策を労働力政策にのみ還元し、生産形態を無視する見解には疑問があり、「基本法」農政期にはむしろ本来的小農の創出（自立経営農家—その層に農村支配の支持を求める〔当時はそれ以外にいない〕）の側面をもっていたとみるが、正しくないだろうか（この時期の「高米価」⁷⁾の意味）。

(3) もしこのようにみていくと、「基本法」農政期から「総合」農政期（構造農政の準備段階から第二段階）への展開、移行を、後者を前者の延長あるいは「本格化段階」とのみみ、その異質性に注意を払わないとするなら疑問が残る。60年代と70年代は危機の性格も、また60年代で再編された農民の（階級的）性格も異なっており、したがって支配（農政）の論理も異なっているように思われるのだが……。

端的に言えば「総合」農政期には、「基本法」農政期とは違って、本来的小農に支配の支持を求める必要もなく（分解、分裂し混在化した農村住民をトータルに支配できる）、生産力を一部破壊してもなお農村支配をおこなえる構造

が形成されたように思われる。⁸⁾

日本農業の展望について

この点は本書ではまだ予備的考察にとどまっており、さらに展開してほしいところであるが、これまでの論理と展望との間には大きな距離と不整合があるようにみうけられる。

(1) 第七章の表題「農業危機解決をめぐる対抗論理」の農業危機解決とはどのようなことを意味するのであろうか。揚げ足を取るようであるが、これまで一貫した論理は農業危機は支配体制の危機であり、農業危機解決（回避）とは支配者にとって危機が解決することを意味したはずであった。しかるに第七章の「解決」とは、農民的経営権の確立→支配の動搖→農業危機の発現・農民による危機克服、を意味する。つまり、危機の「解決」は支配者にとってではなく、農民の立場よりの危機克服となっているのである（農業危機概念の混乱）。

(2) 著者が第一章で現局面における農業危機の構造について言及した際、「農民的経営権確立の胎動が現われ……この方向が資本の論理に対抗して優位に立つならば、資本による農業・農民支配の体制は根底から動搖……」(23ページ) するだろうと述べているが、何故農民的経営権の確立が支配体制の動搖に連なるのかという重大な点については、どのような論理によってそうなるのか十分な説明はなく、むしろ論理の飛躍があるように思われる。さらに「農業危機の発現・農民による危機克服の方向」の「・」は、イコール(=)なのか展開(→)なのか不明だが、どのみちこの論理にも大きな飛躍があるよう思う。

繰り返しになるが、農業危機の発現とは支配構造の動搖、独占資本主義支配体制の動搖を意味する。また、それとともに問題なのは「農民による危機克服」のプロセスが不明なことであり、その際何よりも農業危機克服がいかなる権力のもとにおけるいかなる形態での克服を意味するかが明確にならな

ければならない。

(3) 本書の主張は、客観的にはむしろ、農政が危機回避のため農民の協同の論理⁹⁾、労農同盟を分断させ、農民が高地代政策によって寄生化させられていく構造（方向性）を問題にし、このような構造の克服には比類なき困難な課題が立ちはだかっていることを問題にしたのである、と言わねばならなかつたのではないだろうか。本書は安易な「生産力視点のみによる地域農業論展開によって何らかの抵抗路線が示されるかの見解」（まえがきI～IIページ、停点著者）を戒めたのであって、展望を示すためには、むしろ独占資本の支配の構造と論理を全体像において把え、その矛盾の性格を覚えるべきである、と主張したのではなかつたかと思われるのである。

以上、評者の日頃の問題意識にひきつけすぎたきらいがあり、そのため的はずれな指摘も少なくないかもしれない。また、いくつかの疑問点や問題点を指摘したが、そのことによって本書の意義がそこなわれることはいささかもないだろう。むしろ多くの点で先駆的な指摘をおこない、壮大で困難な課題に立ち向った労作であり、今後の農政史研究の発展の基礎を築いた記念碑的労作であろうことを再度強調しておきたい。

注

- 1) 例えば著者の代表者と思われる「米作における国家独占資本主義の支配と農民層分解」（井野、暉峻、重富編『国家独占資本主義と農業』下巻、大月書店、1971）では、現段階の農民層分解が古典的なそれとは異なるとしながらも、資本蓄積—労働市場（相対的過剰人口）—土地所有形態というシェーマを提示し、国家（農政）はそのシェーマに介入するという側面のみを強調した。そこには、農政が資本蓄積と危機回避の二重の契機によっておこなわれるという視角はなかつたように思う。だが、この視角によって本書が一貫して分析されているかどうかについては、本文で示した。
- 2) 今村奈良臣氏も本書の書評で同様の指摘をしている。「『農業危機（危機—安定—危機）』という表現が随所にみられるが、戦後に限っても危機—安定—危機のそれ

それはいかなる時期あるいはいかなる局面であったのだろうか。明示されていない」
(『エコノミスト』毎日新聞社 1980年1月29日号 90ページ)

- 3) 評者は、一般にウクラード論といわれるものによって経済構造を分析することには若干の疑問を感じている。
- 4) 渡辺洋三「農地改革と戦後農地法」東大社研編『戦後改革6・農地改革』東京大学出版会, 1975。
- 5) 安孫子麟「農地改革」『日本歴史22 現代1』岩波書店 1977.4.
- 6) 大沼盛男「農地改革のめざしたものの帰結」『北方農業』第27卷第8号, 1977. 8.
6ページ。
- 7) この時期の「高米価」の意味、および食管制度の性格規定については拙稿「米『過剰』と米生産調整政策の本質」札幌大学『経済と経営』第11卷第2号 1980予定、参照
- 8) 今日の農民の階級的性格については拙稿「今日における農民の階級的性格に関する一視角」札幌大学『経済と経営』第8卷第3・4号 1978. 7. 参照。なお、評者は「基本法」農政と「総合」農政の本質的違いについての分析を用意している。
- 9) ここでは「展望」にかかる本書の方法論についての問題をのみ指摘した。だが、気になるのは、いわゆる生産組織について「農民の協同の論理」の中には入れず否定的であり、むしろ本書全体では分解促進の役割として把えていることである。生産組織といつても多様な形態、多様な側面があり一概には言えまいが、異論の出されるところであろう。

(1980. 4. 26. 脱稿, 1980. 8. 17. 一部改稿)